

# 「さあ、みんな、考えよう」

## 本年は「世界人権宣言」70周年

### 「12月10日は何の日？その日から前1ヶ月は何月間？」

12月10日・・・人権デー

11月11日から12月10日・・・差別をなくす強調月間

1948年12月10日、国際連合総会において「世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標」として『世界人権宣言』が採択されました。このことから、12月10日は『人権デー』と定められました。わが国では、12月4日から人権デーまでの1週間を『人権週間』と定めています。三重県においては、1990年3月に、全国に先がけて「人権県宣言」が県議会で決議されました。これを契機に、上記のことに加えて、毎年11月11日から12月10日までの1か月間を「差別をなくす強調月間」として、すべての県民の人権が尊重される社会の実現をめざし、人権意識の高揚に向けた啓発活動などに取り組んでいます。

## 世界人権宣言とは（法務省ホームページより）

世界人権宣言は、基本的な人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで1948年12月10日の国連第3回総会（パリ）において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的な人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。さらに、世界人権宣言で規定された権利に法的拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権を保障するために様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広めていくことが一人一人の人権を守ることにつながるのです。

# 「世界人権宣言」30条の概要

- 第1条 人は生まれながらにして自由・平等です
- 第2条 すべての人に差別なく権利があります
- 第3条 生命・自由・身体の安全の権利があります
- 第4条 いかなる形も奴隷も許されません
- 第5条 拷問や残虐な扱いは許されません
- 第6条 人は皆法の下で人として認められます
- 第7条 法の下に平等であり差別なく保護を受けられます
- 第8条 権利の侵害に対しては裁判で救済される権利があります
- 第9条 公正な手続によらずに逮捕、拘禁、追放されません
- 第10条 独立・公平な裁判所で公正・公開の審理を受けることができます
- 第11条 裁判で有罪になるまでは無罪が推定されます
- 第12条 プライバシーは守られなくてはなりません
- 第13条 自由に移転・居住することができます
- 第14条 迫害された人は他国へ避難できます
- 第15条 国籍を持つ権利があります
- 第16条 結婚し、家庭を作る権利が平等にあります
- 第17条 公正な手続によらずに財産権は侵されません
- 第18条 思想・良心・宗教は自由です
- 第19条 意見及び表現は自由です
- 第20条 集会及び結社の自由があります
- 第21条 政治に参加する権利があります
- 第22条 社会保障を受ける権利、経済的・社会的及び文化的権利があります
- 第23条 働くことに関する様々な権利があります
- 第24条 休息や余暇を楽しむ権利もあります
- 第25条 十分な生活水準を保ち、生活に困ったら社会保障を受けられます
- 第26条 教育を受ける権利があります
- 第27条 文化・芸術・科学に関する権利があります
- 第28条 この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利があります
- 第29条 人々が負うべき義務
- 第30条 権利や自由はそれを破壊するために使うものではありません

## 「世界人権宣言」後の70年間の主な世界の人権条約

年	条約名	日本
1948年[70年前]	世界人権宣言	( ) は日本の批准/加入年
1965年[53年前]	人種差別撤廃条約	(日本は30年後の1995年[23年前])
1966年[52年前]	国際人権規約	(日本は13年後の1979年[39年前])
1979年[39年前]	女子差別撤廃条約	(日本は6年後の1985年[33年前])
1989年[29年前]	児童の権利条約	(日本は5年後の1994年[24年前])
2006年[12年前]	障害者権利条約	(日本は8年後の2014年[4年前])

# 柘植地域人権啓発合同フィールドワーク(遠方)報告 その1

～12月9日実施 今回は午前実施の水平社フィールドワーク報告～

**2年で4つの合同フィールドワーク内容**

**1年目・近隣フィールドワーク**  
いがまち人権センターおよび周辺施設等

**1年目・遠方フィールドワーク**  
三重県人権センターと松浦武四郎記念館

**2年目・近隣フィールドワーク**  
やまなみ工房

**2年目・遠方フィールドワーク (今回実施)**  
水平社博物館およびその周辺  
奈良市南人権文化センター

柘植地域まちづくり協議会では、人権啓発合同事業として、2年単位で4つのフィールドワークを行っています。2年単位で同じフィールドワークを繰り返し、柘植地域のたくさんの方に同じフィールドワークを体験していただく機会をつくっています。今回42人の参加者で左記のフィールドワークにいきました。12月9日の午前中は2班に分かれて、二人のガイドさんから水平社博物館内展示物とその周辺にある水平社設立に大きく関わった「柏原三成年」の生まれ育った地域を案内していただきました。

# ○「解放令 五万日の日のべ」が 過ぎた今、差別は…？

1871年（明治4年）8月28日に賤称（差別に満ちた呼称）と身分の廃止などを記した太政官布告が出されました。研究者の間では様々な呼び方があり、「解放令」「身分解放令」「賤称廃止令」と呼ばれています。しかし差別してきた民衆の中にはこれに反発するものがあり、一揆をなして被差別部落民を襲撃する解放令反対一揆が起こりました。水平社発祥の地である柏原では庄屋層が、「解放令」が「五万日の日延べ」となると号令を出したと言われています。解放令が出された日から五万日の日のべされた日が2008年9月3日です。水平社博物館の前には、このことが碑に刻まれています。解放令から5万日以上経過した今、果たして差別は解消されているのでしょうか。「差別は今もある」という現実があるなかで、「差別をなくそうとしている人がたくさんいる」ことも、しっかり心に刻み、差別をなくすなかまとして行動していきたいものです。



水平社創立90周年  
記念モニュメント  
「いのち 燦燦の燈」

## ○水平社宣言

～「人間は尊敬されるべきもの」「人の世に熱あれ、人間に光あれ」～

大正11年3月3日、京都の岡崎公会堂で開かれた全国水平社の創立大会で採択された宣言が「水平社宣言」です。「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」で結ばれるこの宣言は、差別されてきた被差別部落の人びとが人間の権利と尊厳を獲得し、自らの力と団結により、「人間を尊敬することによって解放をめざすことをうたっており、日本ではじめての人権宣言といわれています。

**水平社宣言** (原文を、意味がわかるように現代語風に書き直しました)

全国の各地にいる被差別部落のなかまたちよ、団結しよう。明治四年に「解放令」が出され、部落解放をめざすかのような運動が行われてきたが、それらの運動は、差別解消への私たちの願いにこたえる何らの展望も結果ももたらすことが出来なかった。そして、あわれんだり同情したりする考えしか持たず、気の毒な人々を救ってあげようと私たちが侮辱したような運動が部落解放どころか、多くの私たちのなかまをみじめな思いにさせた。今こうして被差別の立場にある私たちが立ち上がり、**人間を尊敬することによって、部落解放運動を起こそうとしているのは当然のことだ。**なかまたちよ、私たちの祖先先輩たちは、自由で平等な社会を願い、闘ってきた。身勝手な身分制度の犠牲者であり、人のいやがる仕事をさせられ、その仕事が社会にとって大切なものであるにも関わらず、仕事を理由として差別され続けてきた。死牛馬の皮をはぐ仕事をして得たものは、けがれた仕事をするけがれた人間として差別されることであった。生き物をと殺し、これを処理する仕事の代わりに得たものは、生きながら人間の心を引きさかれるような厳しい差別だった。その上にあざけり笑うようなつばまではきかけられ、本当につらい時代にも、私たちの先輩は人間解放を信じ、誇りある人間として生きてきた。私たちはこうした祖先の尊い闘いの歴史を知り、人間が本当に人間として生きようとしている時代をつくりだそうとしているのだ。差別の犠牲者である私たちが、その身体に焼き付けられた被差別の立場を世の中に向かって投げ返す時がきたのだ。私たちのしてきたきらわれるような仕事を、そして私たち自身を誇る時がきたのだ。私たちが、自由と平等を求めて人間解放を求めて闘ってきたことを、私たちの生きざまを、世の中に向かって誇る時がきたのだ。私たちは、もう自分

たちをさげすむような言葉を言ったり、差別されることでお病になったりして、祖先の生きざまをよごしてはならない。そして、差別することの醜さや、差別されることのつらさ、世の中の冷たさがどれほどにむごいものであるのかを知っている私たちは、そして人間をいたわることがどんなに世の中をあたたくしているのかを知っている私たちは、心から人の世の限りない熱と光と希望を望むものである。全国水平社はこうして誕生した。

**人の世に熱あれ、人間に光あれ。**

大正十一年(1922年)三月三日

全国水平社創立大会

## 人権に関する意識調査結果 (概要報告 5)

「世界人権宣言」の認知度	(矢印は伊賀市調査との比較)
82.0% [うち15.3%は内容を知っている]	(2015伊賀市)
80.6%↓ [うち22.7%は内容を知っている ↑]	(2017柘植地域)
「水平社宣言」の認知度	(矢印は伊賀市調査との比較)
47.3% [うち14.6%は内容を知っている]	(2015伊賀市)
67.4%↑ [うち23.6%は内容を知っている ↑]	(2017柘植地域)

昨年実施した「柘植地区人権問題市民意識調査」と伊賀市実施の同様の調査による条例等の認知度の結果では、調査した14種の「人権に関する宣言・法律・条例」の中では、「世界人権宣言」の認知度はいちばん高く、80.6%でした。これは伊賀市の調査よりも低い数値ですが、5人中4人が知っている高い認知度でした。そのうちの割合も知っていると答えた人は22.7%(伊賀市より7.4ポイント高い)で、水平社宣言の23.6%[伊賀市より9ポイント高い]、「水平社宣言」の認知度は67.4%[伊賀市より20ポイント高い]の次に高い結果でした。これは「差別をなくす強調月間」をはじめ、人権に関する講演会に参加したり、人権フィールドワークに参加するなかで「世界人権宣言」「水平社宣言」という言葉や内容を聞く機会がたくさんあったからではないかと推測できます。

文責・橋本浩信

### 12月、1月の講演会や研修会の案内

- 12月 1日(土) しまがはら人権のつどい (13:30～) 鳥ヶ原会館  
「すべての人にやさしい避難所をめざして」(服部亜龍さん) [フレンテみえ]
- 12月 2日(日) あやま人権フェスティバル 2018 (13:30～) あやま文化センターさんさんホール  
「輝けいのち ～知的障がいのある長女と共に生き生かされて」(辻イト子さん) [かん山プロダクション]
- 12月 7日(金) 差別をなくす いがまちの集い (19:30～) ふるさと会館いが  
「母娘で問うた部落差別」(坂田かおりさん・愛梨さん)
- 12月 8日(土) 2018人権のつどい (13:30～) 青山ホール  
「みんな同じのち」(三浦明利さん) [龍王山光明寺住職]
- 12月 9日(日) 人権を考える市民の集い 2018 (13:30～) 伊賀市文化会館  
パネディスカッション「部落問題と若者たち」(武田緑さん・三木幸美さん・中村尚生さん)
- 12月 9日(日) 柘植地域人権啓発合同フィールドワーク(水平社博物館・奈良市南人権文化センター)
- 12月 21日(金) 部落解放・人権大学講座 (19:30～21:00) ゆめぼりすセンター  
「心の窓を少し開くことから」(明石一郎さん) [関西外国語大学]
- 1月 15日(火) まちづくり協議会人権・同和部会桑名人権フィールドワーク
- 1月 27日(日) 第19回三重県在日外国人教育研究集会 (10:00～) 三重県人権センター
- 1月 30日(水) 全人教第30回東海地区人権同和教育講座 (10:00～) ウィルあいち[愛知県女性総合センター]